# 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例の骨子

#### 1 目的等

【条例の目的】 市の暴力団排除に対する取組姿勢を明確にし、暴力団の排除に関する施策を推進して、暴力団の不当な影響を排除し、安全で安心な市民生活を確保することを目的にしています。

【 基本 理念 】 暴力団は社会に不当な影響を与えるものですから、次の基本理念をもとに、暴力団排除を 推進します。

暴力団を恐れないこと。

暴力団に対し利益の供与をしないこと。

暴力団を利用しないこと。

暴力団事務所などの存在を許さず、暴力団の活動を防止すること。

## 2 市、市民及び事業者の責務

【 市の 責務 】 県等と連携し、暴力団排除に関する施策を実施し、暴力団の排除に資する情報を入手した ときは、県等に提供します。

#### 【市民及び事業者の責務】

暴力団の排除のための活動に取り組むように努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するように努め、暴力団の排除に資する情報を入手したときは、市等に情報提供するように努めること。

### 3 暴力団の排除に関する市の措置

### 【市民、事業者等に対する支援等】

市は、市民等に暴力団の排除に関する情報提供等を行い、暴力団の排除の重要性及び施策の理解を深める啓発を行います。

#### 【市の事務及び事業における措置】

市の契約に関する事務その他の事務事業において、暴力団を排除するための措置の実施

#### 【公の施設での暴力団の排除】

公の施設の利用が暴力団の利益につながると認められるときは、利用を許可しない。 利用許可後であっても、暴力団の利益につながると認められるときは、利用許可を取り消 すなどの措置の実施

### 4 暴力団の排除に関する市、市民及び事業者の措置

#### 【青少年を守るための取組】

青少年が暴力団に加入せず、犯罪の被害を受けないよう、青少年を守るための教育、情報 提供及び啓発に取り組んでいきます。

## 5 利益の供与等、威力利用の禁止

#### 【暴力団の威力を利用することの禁止】

債権の回収、紛争解決などのために暴力団員の威力を利用しません。

### 【利益の供与の禁止】

暴力団員等に対する金品等の財産上の利益の供与を禁止します。